生涯活躍のまち　上士幌創生包括プロジェクト業務委託　仕様書

１　委託業務名

生涯活躍のまち　上士幌創生包括プロジェクト業務

２　業務の目的

本町は、平成 27 年 10 月に、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づいて、平成 27 年度を初年度とする５年間にとるべき「人口減少」と「創生」に対する重点対策である「上士幌町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、５つの基本目標のほか、町の創生を包括するプロジェクトとして、大都市圏域に居住する 40～50 代のシニア層や高齢者が本町に移住し、元気でゆとりある老後を過ごす「上士幌版ＣＣＲＣ」の構築を掲げている。

本町では、まちの創生に関わる様々な取組がすでにＣＣＲＣの要素として整いつつあり、上士幌版ＣＣＲＣの構築に向けて豊かな地域資源と素地が存在している。

本業務では、国の「生涯活躍のまち構想」を踏まえ、事業の全体構想を策定するほか、事業主体の形成や地域包括ケアの構築、アクティブシニア受入拠点の検討、移住者の募集等を行い、上士幌版ＣＣＲＣの構築を推進する。

３　委託期間

契約締結日から平成２９年３月１５日（水）まで

４　業務の内容

（１） 全体構想策定・地域プロデュース活動

本プロジェクトの全体構想及び年次スケジュール（平成 32 年度まで）を策定する。

（２）事業主体形成

本プロジェクトを主体的に運営する組織を設立する（関係機関との調整業務を含む。）。

（３）地域包括ケアの構築

運営ネットワークの構築等、継続的なケアの提供に向けた調査・構築を行う。

（４）アクティブシニア受入住宅等の検討・企画

移住者や町内のアクティブシニアが入居するサービス付き高齢者向け住宅等の必要性等を調査し、整備コンセプトや整備スケジュール等の事業計画を策定する。

（５）世代間交流の仕組みづくり

既往の町民と移住住民等の生涯学習や世代間交流機能の構築に向けた調査・構築を行う。

（６）移住希望者募集

東京・札幌をはじめとした都市部において移住セミナーを複数回開催するほか、セミナー参加者等に対する個別相談を実施し、移住者の募集を行う。

（７）その他の取組

プロジェクトを効果的に進めるため、上士幌町の特徴を活かした取組を行う（企画提案を踏まえ、委託契約候補者選定後に内容を協議）。

（８）成果品

（ア）（１）～（７）の実施結果等を取りまとめた報告書（Ａ４版、カラー刷り）　50 部

（イ）報告書概要版（Ａ４版、カラー刷り）　50 部

（ウ）（ア）及び（イ）の電子データ一式（ＣＤ－ＲＯＭ又はＤＶＤ－ＲＯＭ）１部

※本業務における成果品（データ）の所有権及び著作権は上士幌町に帰属する。

５　業務の実施について

（１）本業務は、国の「地方創生加速化交付金」を財源として実施するものであること。

（２）本業務は本仕様書に基づいて実施すること。

（３）受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。

（４）受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。

（５）受託者は業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。

（６）受託者は本委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。

（７）受託者は本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りではない。

（８）本仕様書に定めのない事項や、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

（９）本業務における成果品（データ）の所有権及び著作権は発注者に帰属すること。

(10) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(11) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。